

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋1階管理区域出入口脇扉にハンドル動作不良（開不良）が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
2	2号機	循環水ポンプ凍結防止ヒータ電源盤点検において、「循環水ポンプ（A）自給水・他給水ライン」用凍結防止ヒータの絶縁抵抗不良が認められたため、当該凍結防止ヒータを修理	D	
3	2号機	原子炉格納容器露点計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該露点計を点検・修理	C	6月4日再審議にてグレード変更 D → C
4	2号機	主復水器細管洗浄装置（A1）捕集器差圧計に指示不良（固着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	気体廃棄物処理系屋外配管ダクト内漏えい検出器に動作が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
6	3号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（A）室暖房用蒸気ユニットヒータ（29）加熱コイルに蒸気リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	残留熱除去系ポンプ（A・C）室ストームドレン受パンポンプ停止用押しボタンカバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	D	
8	4号機	購入物品（電磁弁等）の納入変更手続きに遅れが認められたため、対応検討	C	
9	4号機	タービン補機冷却系サージタンク点検において、内面ライニングに一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	気体廃棄物処理系前置フィルタ（A）点検において、部品取付金具の溶接部に剥がれ及び取付金具の外れが認められたため、対応検討	C	
11	4号機	制御棒（38-11）取替作業において、ダブルブレードガイドが装荷されていて、当該制御棒の取替が実施できなかったため、対応検討	C	
12	4号機	残留熱除去系水張り作業において、原子炉冷却材浄化系の「冷却材浄化系ポンプ出口流量低」の警報発生が認められたため、対応検討	C	
13	5号機	定期事業者検査（プロセスモニタ機能検査）において、検査成績書に誤記（検査項目欄・不適合管理リストに記載漏れ）が認められたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）において、検査成績書に誤記（検査項目欄・不適合管理リストに記載漏れ）が認められたため、対応検討	D	
15	5号機	制御棒駆動機構昇温加熱器（1～5）用温度スイッチに動作不良（入にならない）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（B）室暖房用蒸気ユニットヒータ（16）加熱蒸気入口弁グランド部に蒸気リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	サービス建屋換気空調系空調機出口流量スイッチの取付ブラケット部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	高圧注水系ポンプ軸受温度記録計（反カップリング側）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	6号機	復水貯蔵タンク導電率入口流量計ガラス管に汚れが認められたため、当該ガラス管を点検・清掃	D	
20	集中環境施設	中央演算処理装置に動作不良（機器ドレン脱塩器及びランドリー脱塩器採水量）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
21	集中環境施設	ペレット等固化設備養生コンベア上のドラム缶がロールスクリーンに接触したため、当該ロールスクリーンを点検・修理	C	
22	その他	当所ホームページ掲載「発電所データ集」の定期検査実績一覧に誤記（6号機第8回定期検査日数）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで